

豊前中津藩における町人生活の一考察 (一)

——享保年間の変遷を中心として——

はじめに

橋 本 操 六

明治二年、藩籍奉還が行われた当時の中津城主は奥平氏であつた。

奥平氏の本姓は平氏といわれるが、或は村上源氏、また赤松氏の裔ともいわれる。奥平氏は上野国住人貞俊が三河に移り作手の地を領し、子孫相伝えて貞能に至つた。貞能は初め武田氏に従い、徳川氏に帰して大いに偉勲をたて、子信昌は家康の女を娶り、ついで長篠・田嶺・吉良・田原等の地を賜わつた。天正十八年徳川氏関東入国後、貞能は上野の小幡に三万石を領した。子信昌は美作守と称し、関ヶ原役後京都守護となり、慶長六年美濃加納城十萬石に封ぜられ、同年十二月嫡子大膳大夫家昌は別に下野宇都宮十萬石に封ぜられ、元和五年その子千福磨に一萬石加賜せられ下総古河城に移り、八年八月また宇都宮に復した。寛文八年三月大膳亮昌能二萬石を削られ出羽山形城に九萬石を食んだ。貞享二年六月昌章また宇都宮に復した。元禄十年二月昌春の時、丹後宮津城に移封せられ、享保二年二月昌成の時一萬石を加賜され豊前中津城に移り、合せて十萬石を領し、爾後明治二年まで至つた。

これが奥平氏の概観であるが、ここにおいては中津城主として奥平氏が入部した享保二年よりの中津、惣町の変遷、社会・経済・法令等を見ようとするものであり、合せて先学の教示を望むところである。資料は中津惣町大帳によつた。

一 中津の町制、人口構成

豊前中津十方石奥平氏の城下町である中津の町々は、新博多町以下本町十四町、出小屋・出町より成立している。

享保四年二月十六日の条にある、中津町の軒数高と竈付高の調査に関する命によつて出された、同十七日の条によると、

一昨日申付候町々軒数付かまど付受取申候、其写し、

新博多町

古博多町

一軒数合七拾五軒

一軒数合八拾一軒

一竈数合九十九竈

一竈数合八拾八竈

同町支配出小や

米 町

一軒数合三拾軒

一軒数合五十二軒

一竈数合三拾三竈

一竈数合六十四竈

同町支配萱津鍛冶

同町支配礮瀬鍛冶屋町

一軒数合三軒

一軒数合拾五軒 内八軒八島
二成居申候

一竈数合五竈

一竈数合七竈

本軒数百八軒

同町支配蛸瀬出町

竈数合百三拾七竈

一軒数合八軒

新魚町

一竈数合拾貳竈

一軒数合七拾六軒

軒数合七十四軒

一竈数合九十竈

竈数合八十三竈

姫路町

一軒数合六拾軒

一竈数合八拾竈

同町支配出町

一軒数合十五軒

一竈数合拾八竈

軒数合七十五軒

竈数合九拾八竈

古魚町

一軒数合七十三軒

一竈数合八十四竈

舟町

一軒数合五十八軒

一竈数合七十四竈

塩町

一軒数合四十八軒

一竈数合五十竈

同町支配砥瀬新町

一軒数合九軒

京町

一軒数合八十七軒

一竈数合百四竈

諸町

一軒数合八拾三軒

一竈数合七十九竈

豊後町

一軒数合九十七軒

一竈数合百廿竈

さくら町

一軒数合九十三軒

一竈数合百三十四竈

堀川町

一軒数合九十七軒

一竈数合百四十竈

角木町

一軒数合四十五軒

一竈数合八十竈

一竈数合十二竈

軒数合五十七軒

竈数合六十二竈

軒数惣合千四百軒

竈数惣合千三百七拾三竈

とある。即ち本町十四町と、新博多町支配出小屋、同町支配萱津鍛冶・米町支配蛸瀬出町・同町支配碓瀬鍛冶屋町・姫路町支配出町・塩町支配碓瀬新町とから成つており、惣町の軒数は千四百軒、竈数は千三百七拾三竈であることを知る。

軒数と竈数との差をみると、二百六十九の差で竈数が多く、各町毎にみると、新博多町二十四、同町支配出小屋三、同萱津鍛冶二、古博多町七、米町十三、同町支配碓瀬鍛冶屋町は同数、同蛸瀬出町四、新魚町十四、京町十七、諸町は竈数の方が四少ない。姫路町二十、同町支配出町三、古魚町九、舟町十六、塩町二、同町支配碓瀬新町三、豊後町二十三、桜町四十一、堀川町四十三、角木町三十五と差がある。

諸町の場合は、竈数の方が軒数より少ないが、これは、空屋があることを意味するのであろう。とすれば、竈というのは一世帯の単位を指すものであるといえよう。

軒数が竈数より少ないということは、長屋が多分に存在していることを示すものであろうが、同時に同居という場合も考え得よう。このように、借家人とみられるのは、前掲した資料の奥書に「竈数之義ハ増減有之候、当時竈数如此ニ御座候、」とあることにより、竈というものは固定したものでなく、浮動性をもつていることが判明する。即ち移転による増減が明確に示されていることから肯定される。

当時の人口を竈数より推定してみると、一竈即ち一世帯平均五人として六千八百六十五人となる。

また享保四年正月十二日の条にある組頭の数からも大体の人口を推定し得よう。即ち

一此比被仰付候通、組頭之名付差上申候、新博多町十七人、新魚町十三人、古はかた町拾五人、米町十二人、姫路町十三人、京町十六人、諸町十五人、古魚町十三人、舟町十人、塩町十人、さくら町十六人、豊後町十六人、堀川町十八人、角木町八人、惣合百九拾式人

とある。この組頭というのは、竈数と比して五人組頭とみてもよからうと思われる。

この組頭の数と竈数の数との比が五の倍数でないのは、商店等に働く小僧・丁稚等や、女中などがそれぞれ一世帯として登録されていることを示すのではなからうか。

以上のようなことから惣町の人口は七千人前後とみても差つかえないのではなからうか。出小屋については後述する。

二 町 役 人 の 変 化

享保二年奥平氏が中津に入部して以来、所替の事務に追われた故か町制、その他のことについてはあまり変化はおこっていないが、享保三年六月廿一日の条に町役人の改正に関する件がみえる。それによると、町奉行奥山十郎左衛門宅に、同奉行山本佐右衛門、小頭小松伴右衛門、宮村武右衛門等列座の席に新博多町亀や惣左衛門、古博多町玉や与右衛門、京町はりまや半七、塩町美野や六右衛門、豊後町播磨屋吉左衛門、堀川町菊や伝左衛門以上六名が呼ばれ、以下のことを仰付られている。即ち

一御當地町年寄之儀、古来々惣町及四拾人ニ、月行司ヲ相定相勤来候処ニ、多人數ニ而詮儀相談茂一決不仕、手形證文等茂文

定不同ニ而、其上町々其人ニ不有者ヲ茂、役儀為致家業等不相互、難儀及候者有之由、御聞及、依之今度御改、右之六人

ニ町年寄被仰付候、…(中略)…向後者月行司之名目ヲ相止、今日々月番ととなへ可申候、月番之次第惣左衛門ヲ始御書付の

順ニ相勤可申候、尤惣ノ正月御礼先格の順ニ被仰付候、

一能月行司、祇蘭月行司、御客屋行司儀茂月番之ものヲ支配仕可申候、

一惣ノ町年寄むそくニ而相勤候儀ハ、他国ニ而も無之儀候間、今度御改町々為礼銀出させ包^カヲ会所へ小頭兩人持越組頭共
□為申渡候間、何茂辞退不仕受納可仕候、尤三四拾枚つゝ茂可有之間左様ニ相心得可申候、

一堀川町伝左衛門儀ハ、御伝馬舟役ヲ相勤候間、月番ヲ除ケ可申候、尤諸事相談之儀ニハ相加へ可申候、
とある。これによると、中津町の町年寄は四拾人に及ぶ大人数であつたことが分る。これを六人にへらした理由として、詮儀
相談等の際の不一致や、手形證文等の形式不同や家業等に支障を来たすことがあげられている。また名称も月行司と称してい
たのを奥平藩としては月番と改め、その順番は正月の御礼の先格順に定められている。六名にした理由は、宮津時代の踏襲も
あるが、一年十二ヶ月の半分ということからであろう。そのよつて来たところは中世の「番」制からはなからうか。

一方町役人の手当は、小笠原時代まで無報酬であつたが、そのような例は他にないので、町内より礼銀を出させそれを与える
ようにしていることが分る。また六人の町年寄のうち堀川町伝左衛門は伝馬舟役をつとめている間月番を免除されているが、
相談の時は参加することになつている。

このように町役割に大きな改革を行つている。この六人の町年寄は月に六度の日を定め、会所に集まり惣町の諸事を詮議し
また御川の場合は勿論、町内で不定のことが起つた時には、定日の外に昼夜の別なく会を開くことを定められているし、同時
に町年寄は、自分の支配下の場合も勿論、他の組のことも六名全員が集まり相談するよう規定されている。

六人の町年寄制が設けられたのであるが、その組は、新博多町組・古博多町組・京町組・古魚町組・桜町組、堀川町組の六
組であり、町年寄は順に惣左衛門、与右衛門、半七、六右衛門、吉左衛門、伝左衛門と先述の通りである。次に各々の組に含
まれている本町十四町は次の通りである。即ち新博多町組には新博多町と新魚町。古博多町組は古博多町・米町・姫路町。京
町組は京町・諸町。古魚町組は古魚町・舟町・塩町。桜町組には桜町・豊後町。堀川町組には堀川町・角木町をそれぞれ含む
以上六組である。この外、出小屋・出町は前々通り三町で支配するようになつている。

同日（六月廿一日）、新規町年寄六人を除く他の今まで相勤めて来た三十四人の年寄に対し、役儀御免を奉行より申付けら

れている。

また一町より組頭式人つゝ惣町廿八人を会所に集め、新町年寄組合の年寄より申渡されたことは、何事によらず相守るべしと仰付られている。また礼銀として菅軒より菅奴つゝ取り組頭より七月、十二月両度年寄方へ渡すように通達されている。この銀をもつて肝煎を抱えてもよいと許可されており、今迄年寄に対し不礼不作法が間々あつたようであるが、今後は慮外なことをしてはならないと組頭に通達されている。

同日小頭衆が年寄六人に申渡していることによれば、以後、町中を歩行する場合下僕等を連れていてもよいし、雨が降つてゐる戸外で、家中の武士に行逢つた時は土足にならないでもよく、また、草履・下駄を持たせ、それをはき替、礼儀を相勤めよう指示されている。が御老中・御奉行に逢つた時には草履・下駄は無用にするよう申渡されている。

六月廿二日に、町会所寄合定日を、二日・七日・十二日・十七日・廿二日・廿七日の六日を相談の上定め、書付を小頭衆へ差出している。また同日、月番の書付の様式を廿八日に両御奉行・小頭兩人へ、宗旨奉行には朔日に出すようになり、その書様は次の通りである。

何月

月

番
何町組年寄

某

また同日の他の条によると、先に出た礼銀の儀について、

(首略)……今度被仰付候礼銀菅軒が菅奴つゝ年寄方へ受納いたし候義、難有奉存候、然共礼銀ニ及申儀ニ無御座候間、此段ハ御断申上候、か様に申候而も御役義之儀廉抹(そま)に仕了簡にてハ毛頭無御座候、か様被仰付候ハ、随分指はまり出精可仕候、と、礼銀の件について断つており、さらに、

被仰付候菅奴の銀、弥無相違出させ、此銀ヲ以被仰付之通肝煎菅人つゝ抱可申候、肝煎給銀之義、只今迄の積ヲ以具申候へ

ハ、五百日六百日くらいにてハよき筈無御座候、八九百日乃至壹メ日ニ及不申候而ハ有之間數様ニ存候、其上肝煎壹人を二町、町の支配仕候而ハ諸事不調可有之候、又年寄共ニ供ヲ茂連れ候様ニ被仰付候へ共、手前之人連れ候義成候間、肝いりの外ニ壹人召抱、私共家来同前ニ仕、肝煎の助ヲ茂致させ申候へ者、諸事御用遅々なく達し可申と存候、左様ニ仕候へ者、右之銀にて大方一はいニ可有之候間、弥壹匁つゝ出させ可申候、此段両御奉行様へ宜様被仰上被下候、

と、礼銀壹匁づつ出させた分により、肝煎一名と外に一名召抱、諸事門満に運営できるように礼銀を使用したいと願ひ出ている。

この銀によつて町年寄が抱えようとした肝煎についてみると、七月朔日の条に、肝煎十四名を会所に呼び寄せ、年寄方より彼等に申渡したことは、

（首略）……今迄出精いたし相勤来候、然ニ先月廿一日年寄をも六人ニ被仰付候儀ニ候へハ、肝煎も今迄ノ通りニハ入不申候、依之今日方隙出し申候間、左様相心得休ミ可申候、然ル上ハ六月迄ノ扶持ニふそくも有之候ハ、吟味いたし、うけ取可申候、其旨ハ町々組頭衆へも可申通候、扱又かりをも候ハ、算用之上先方へ返進仕候而、可然候と申渡候、

と、肝煎の人数を年寄の減少に順じて減少することを通達しており、扶持の不足、借財等についての態度をも申渡している。

同日の他の条によると、肝煎は、新博多町組肝煎亨七、古博多町組肝煎甚兵衛、京町肝煎清八、（古無町ノ誤カ）塩町組肝煎次兵衛、豊後町肝

煎善五郎、堀川町肝煎善兵衛の六名に改めて肝煎役を命じている。その勤務は今迄と変化はない。その給銀についてみると、

（首略）……町中軒別壹匁宛出申候上ハ、肝煎給とて町々方出候儀ハ無之候、則軒別壹匁銀内ニ而給を遣し申候間、左様相心得可申候、

と、給銀の出所は今迄と異つて来ていることは先述した資料と共に、ここで明確にされている。今迄各町壹人の肝煎が存在していたが、改革により六名に減じ、勤務条件は悪くなつてゐる。これについてみると、

(首略)……扱又壹人して弐町或ハ三町も支配仕候得ハ、今迄とハ骨折もまし可申と存候、年寄方へ小者壹人宛召抱可申候、是も壹匁銀之内ニ而抱申事ニ候間、……(尾略)

と記されている。これも先述した資料にもあつたように、年寄が小者一名宛召抱え、肝煎の勤務の補佐に宛てるべく示されている。

また、肝煎は次の条によつて規定されている。即ち

一此以後ハ壹町之肝煎と不可思、組合之町之肝煎と可存事

一年寄申付之儀、不依何事相背申ましく候、尤其町年寄壹人ニかきらす六人共ニ同前ニ可存事

一月番之肝煎ハ月番之用事可有之事ニ候間、会所ノ諸方便ニ參候儀、残ル五人ノ肝煎廻りく可仕事

一惣而年寄六人ニ対し、無礼加ましき儀仕聞敷事

一壹町之内ノ衆ハ勿論、組合町ノ衆も同前ニ無礼成仕方仕まじき事

と、勤務上の規定、礼義上の規定などが定められている。これら肝煎の給銀は壹軒宛壹匁づゝ出した内より支給されることは前述したが、その内容は、

一八百目 新博多町組肝煎 与七

但し壹ヶ月ニ付六匁六十一六厘宛
一八百六拾目 古博多町組肝煎 甚兵衛

但し壹ヶ月ニ付七匁七匁六十一六厘宛
一七百四十目 京町組肝煎 清八

但し壹ヶ月ニ付六十一匁六十一六厘宛
一六百五拾目 古魚町組肝煎 次兵衛

但し壹ヶ月ニ付五十四匁六十一六厘宛
一七百式十目 桜町組肝煎 善五郎

但し壹ヶ月ニ付六十目宛
一六百式十目 堀川町組肝煎 善兵衛

但し壹ヶ月ニ付五十一匁六十一六厘宛
右者、壹年十二月ノ積にて如此ニ申付候、閏月ニハ其分まし遣し可申事

右之刻之次第、今迄町々右取來候給ノ積ニテ申付候、此後ハまし銀遣し候儀候ハ、給銀ノ高下ニよらず同前ニ遣し可申合ニ仕候事

とある。この給銀の高によつても、惣町の大体の戸数を推定しうる。年給八百目ということは、戊十月（享保三年）の米相場中米と比較してみると、中米一石に付八拾五匁であるから、大体九石四斗ぐらいである。今米四斗四千円として換算してみると、約九万四千円ぐらいになる。

この肝煎の給銀は一月三十日として、一日宛二匁六ト六厘ぐらいになり、並日用一人一日宛一匁八トよりはるかに上まわつてゐることが分る。

また閏月にはその分まして支給され、そのまし銀は給銀の高下によらず同等に支給されるようになってゐる。肝煎の入替については、六人の年寄立合吟味の上で入替ができるようになってゐる。

以上が奥平氏入部による中津惣町の政治的な變動である。これは小笠原藩政策を全面的に改革し、簡單にしたことは勿論、庶人のためを考えた政策ともいえると同時に、各軒壹匁の出資は下層庶民にとつては苦しみを増させた政策ともいえよう。しかし今までのような複雑さからは解放されたことは事實である。

三 米 相 場

惣町大帳の享保三年六月廿四日に現われてくる相場が中津奥平藩における米相場の初見である。それによると、享保二年十月の蔵米の相場は壹石に付き百廿六匁である。しかし同年六月廿九日の条に現われているそれは、享保元年八月より十月末に至る相場を示している。即ち、

申ノ八月 壹石ニ付
百廿日

同十月 壹石ニ付
百廿五匁位

同十月末方壹石ニ付
百廿日

とある。年代順にみると、百廿日、百廿五匁位、百廿日、百廿六匁となる。月別にみると十月が共に高値であることが分る。申の年の百廿五匁位と、酉の年の百卅六匁と新米が出る前が高値を示しているようである。享保三年六月晦日の条にある仕立物手間代の中に、

(首略)……当時は米等も下直ニ候間、手間代をも米直段准し……(尾略)

とあることにより、六月には米の値が下がっていることを知る。

同三年九月五日の刀の砥屋、さや師の手間代に關する条に、

(首略)……手間代之儀、此比被仰付候直段ニてハ、手間ニあひ不申候、尤米ハ下直ニ被成候へ共……(尾略)

とあり、米の値が下がっていることを知る。それについて、同月十二日の新酒に關する条の中に、

(首略)……新米と申而茂、未無御座、古米ニて作り申候ニ付、殊更古米直段之儀も今分ハ九拾七八匁仕……(中略)……其上すわいノ市方も相場付、此方へ者先比八拾日之米相場書出し……(尾略)

とあることから、米の安値も伺い得る。しかしこの安さというのは、この古米というのが享保元年の米である故かも知れない。しかし同十四日の条に、

(首略)……すわいノ者共方米相場先比八拾日之直段付差上申候ニ付、只今之内證相場此方申上候而も御しやうゐん不成候出……(中略)……就夫すわいたわらや吉左衛門、とミきや徳衛門会所ニよひよせ、此段詮儀仕候得ハ、七月中旬比相場ニ付差上、御奉行様へ申共、以後ハ少々宛売買ニ御座候間、相場付書出不申由被申候ニ付……(尾略)

とある。即ち奉行所へは、七月中旬の相場八十目を報告した後は、「少々宛売買」しているために、九拾七八匁ぐらいになつてることが判明すると同時に、米相場が如何にして動くかが分る。

同年十月四日・十日の条による米相場によつて実際当時いか程であつたかを知りうる。これは、天領四日市の代官よりの米

相場、大豆相場の聞合せによるもので、中買に書出させている。それによると、

一 上米壹石ニ付代銀八拾九匁五卜

一 中米壹石ニ付代銀八拾五匁

一 下米壹石ニ付代銀七拾五匁

と、十月十日の相場が分る。享保元年十月、同二年八月・十月・十月末よりの相場と比べてみると、そこに大幅な差を認めるであらう。とすれば、享保三年の米は大豊作であつたことが相場から裏付されはしないだろうか。

十一月になると、新銀即ち正徳銀の出現による物価変動が起つてくる。八日の条に、

(首略)：銀子之儼ニ付、町中さわがしく候、就夫御極メ無之商売物ハ錢米を始一切之物段ミと直段上り申候、…(中略)：御極メ有之候品ミハ右ミの直段ニ而、今日至り商売仕事ニ候、其者共之難儀ハ格別ニ…(中略)：銀の取沙汰鎮り候迄ハ、御極之直段も御とき被下候ハ、…(尾略)

とあることにより、米を始め一切の物が高値になつているし、また公定価格のある品や、公定の手間料が解放されていることも見逃がし難い。

この物価上昇も、十六日を境にして十七日・廿一日と段々安定して来ている。十二月廿二日には一応安定して来ており、「直段付相改書出候様」にと申付られている。

享保四年正月晦日の条に

一米相場百拾八匁 古百廿一匁

とあることから、享保三年十月十日の相場より、新銀出現による直段上昇のあとがうかがわれ、それが段々安定して来ていることを知りうるであらう。

同四年二月朔日には、去年十月十日、四日市に書出した米相場と同様、相場書を差出すように仰付られている、二月二日の相

場書によると、

一 上米壹石ニ付代銀貳拾九匁五ト

一 中米壹石ニ付同 貳拾七匁

一 下米壹石ニ付同 貳拾貳匁五ト

とある。これは新銀による相場であるが、四宝字銀による相場によると、

一 上米壹石ニ付代銀百拾八匁

一 中米壹石ニ付同 百八匁

一 下米壹石ニ付同 九拾目

とある。これを去年十月十日の相場と比較してみると、上米で十八匁五ト、中米で二十三匁、下米で十五匁と二月二日の相場の方が高値を示している。正月晦日に出て来た百拾八匁の相場は、上米の相場を示していることを知る。高値を示しているのは、二月二日では新米はまだ出てないだろうと思われることから、そこに米価上昇の原因もあろうが、同時に新銀出現による影響もいく分あるのではなからうかと思われる。

二月十九日の条にある渡守春給米代は、九拾六匁替になつており、当時の蔵米は百廿目かえになつていゝことをそれから知り得る。二月二日の相場は、上米が百十八匁であり、蔵米は百廿匁とそこに二匁の差がある。蔵米は、上米より更に精選されていることはこれからも判明するが、あながちそうであると思ひこむのは早計であるように思われなくてもない。

三月五日の条には、

一 御蔵米相場百拾匁と中買手前方申来候、

とある。二月十九日には百廿目であつた蔵米は三月五日には十匁ほど下直になつてゐる。七日には蔵米相場は百五匁と更に五匁安、十三日には百目と米価は下がつてゐる。これは新米が出廻つたことによる現象とみてもよからう。八月の米相場をみると、

九月十日 御蔵米相場 百廿五匁 中買方申来り候、

八月十六日 御蔵米相場 百廿八匁 同所方申来り候、

七月十一日 御蔵米相場 百三拾三匁 同所方申来候、

七月五日 御蔵米相場 百世五匁 同所方申来候、

七月一日 御蔵米相場 百四拾匁 同所方申来候、

右、何も御書替手形之相場也、

と、急速に米価は上昇している。これは新米の米価であることは否めない。

九月五日の酒直段是正についての願書によると、米相場は百六拾八匁とある。八月廿七日の百四十目より大幅な上昇がみられる。

三月二日の四日市に出した相場と比べてみると、九月五日のそれは、五十匁も高い相場になつてゐる。五十匁といえ、二月二日付の中米苧石の約半値であり、五斗の米価に相当する。この高値は、古米を処理するための一つの政策ではなからうか

同月八日の条に、

一古米書替ニ而、来ル十日方米御渡し被遊候との被仰付候、……(尾略)

とあることから古米の処理の様子が伺える。同じく廿日の条に、

一古米書替手形、来ル五日切ニ不残御蔵ニて取切申候様ニ被仰付候、……(尾略)

とあることによつても、古米の処理が裏付けられるであろう。

十月七日の条に、

一新手形ニて御米町ミへ御出被下候様ニ申上候、

と願ひ出ていることから、庶民は新米を希望している様子が伺えよう。

十月十日は、例年の通りに四日市に米相場書を差出しているが、それによると、

一上米 壹石ニ付代銀四十三匁五ト

一中米 壹石ニ付代銀四十壹匁

一下米 壹石ニ付代銀三十九匁五ト

と、新銀による相場が示されておる。この年になると、四宝字銀による相場は示されてない。これは公けの経済が新銀中心になつたことを示すとみてもよからう。

新銀による相場を、四宝字銀による相場に換算してみると、上米百七十四匁、中米百六十四匁、下米百五十八匁となる。

この相場を、享保三年十月十日のそれと比較してみると、その差は上米で八十四匁五ト、中米で七十九匁、下米で七十三匁と大幅な高値を示している。約二倍の上昇とみてもよからう。

また、同年二月二日のそれと比較してみると、上米で五十六匁、中米で五十六匁、下米で六十八匁の高値である。

この原因は、享保四年の稲作が凶作であるということとを裏付けるであろう。というのは、今年は凶作であるということを見越したための米価騰貴であろう。こうした原因が高値を呼んだのではなからうか。同時に町の経済がインフレ状態であつたことが、錢遣いの面からも伺い得る。三年十月十一日の錢遣いは、四十五文遣いであるが、四年十月十五日のそれは二十四文で約半分であることから、米価が三年十月のその倍近くなつていことも当然ではなからうか。錢遣いについては後述する

同十月廿九日の条に、

一明日^夕書替手形米御渡被成候、此趣町中へ相触候様ニ被仰付候、早々申渡候、

とある。この書替手形米は九月八日に現われている「古米書替ニ而、来十日^夕米御渡……」や、同廿日の条に出て来た「古米書替手形……」からみて、その時に書替えられた手形米とみてよからう。

享保五年正月七日の条に、

一 米相場新銀四拾三匁、但し書替手形直段也、中買方申出候、

とある。四宝字銀に換算すると、百七十二匁となり、享保四年十月十日の相場より二匁安になつてゐる。この相場は手形の相場であり、実際に出まわつてゐる米の相場ではなく、書替られた手形の値段である。同十六日の条にも、書替手形の値段が示されている。それによると、新銀で四拾四匁五トとなつてゐる。正月七日の相場より匁匁五ト高となつており、四宝字銀にすると六匁高であり、四年十月十日のそれより四匁高となつてゐる。

同廿日には同様新銀で四拾四匁となつており、十六日のそれより五ト安になつてゐる。二月朔日には米相場は新銀で四拾三匁五トとなつてゐるが、同廿日には、

一 御米相場書替、新銀四拾四匁かへ、米中買方申來候、

とあり、朔日のそれより五ト高となつてゐる。

同廿日の条にある渡守の春給米代は、百四拾匁匁かへときめられてゐる。その但書を見ると、

此儀今月十日比相極候格ニ候、十月比之御米書替相場四宝ニ直し百七拾六匁ニ当ル、但相場百目ニ付廿日引ニ究候格、とある。十月比の相場を新銀に直すと、四十四匁になり、また支給される給米代は三十七匁となる。

實際渡守に支給される場合は、相場百目に付、廿日引となつてゐる。即ち二割引である。

享保四年二月十九日の条に出て来た渡守の春給米代をみると百廿目の蔵米相場の時、支給額は九拾六匁替になつてゐる。これも当時相場の二割引きである。とすると渡守給は當時相場の二割引きで支給されていたのではなからうか。換言すれば、二割は中間で搾取されてゐるとみてもよいのではなからうか。

また二割引きの理由として、手形上の相場と、實際販売される時の値段の差が下まわること予想しての二割引きといふことは考えられないだらうか。

四月廿八日の条によると、

一新米御書替、上銀ニ而三拾貳匁五ト相場中買方申来候、

とある。この上銀というのを純銀と仮定して、正徳銀に換算してみると、約四十匁六ト位に当る。二月廿日の四十四匁と比較してみると、三匁四ト前後下値になつてゐることを知る。これは新米の出現によることは勿論であろう。

享保九年三月の条に、

辰二月御上納仕候御銀廿八貫貳百廿五匁分ニ御引当米受取申候ニ付、町々相渡申候、

とあり、それによると、本町十四町で合計貳千貳拾匁になり、手形数は九十七枚になつてゐる。即ち石当り約三十四匁前後になる。

また他の三月付の条によると、

一新米書替貳千四百八拾四匁

但手形数九拾七枚卯十二月納 新銀三拾四貫七百七拾五匁之引当米

一同貳千貳拾匁

但手形数九拾七枚辰二月納 新銀貳拾八貫貳百廿五匁之引当米

とある。後者の方は前掲した資料の再録であるが、前者の場合も石当り三十四匁前後になる。享保六年以後九年までの資料を得ないため、その間との比較ができないのが残念であるが、米相場は下がつてゐることだけは否めない所である。

前掲資料の説明をみると、

右者就御用銀新銀六拾三貫目、但月壹歩半之利足附、相働差上候ニ付、右為引当米書替手形御渡置被遊、儘ニ預り置申候、当暮右銀御返済被下候節、書替手形少も取替不申無相違上納可仕候、……(尾略)

と手形の預証文を出している。これによつてみると、書替手形というものは、銀を上納する即ち藩や各武士に銀を借す場合、

その抵当として米をこれに当てるといふ証文であることが分る。三月五日の条によると、辰二月づけで、

米穀下直ニ候処、諸色直段へ高直ニ付……(尾略)

と、また、

米穀去年右段々下直ニ候処、其外諸色之直段高直ニ付……(尾略)

とやはり二月付けで、江戸公儀よりの奉書がある。これによつて、米価は享保八年より段々下直になつてを知り得るし、前述した三十四匁前後の相場もうなずける。

同年七月廿一日の条によると、享保八年の米相場を知る。即ち卯年の新酒値段に関する条によると、

一米壺石ニ付四拾壺匁之時、酒壺升五ト五厘

一同四拾四匁之時一升六ト五厘

とある。即ち卯年には大体四十一匁から四十四匁の間を動いていたようである。

また九年七月には、

今分ハ古米三十五六匁仕候而……(尾略)

とあり、七月の米相場を知る。九月四日の条には、

(首略)……先月平左衛門殿へ御願被仰入候節、御蔵米四拾貳匁仕候、当時米四拾五匁仕候ニ付……(尾略)

とあることから、九年八月の相場は四拾二匁であり、九月の相場は四十五匁であることを知り、九月の相場は八月のそれより三匁高になつてゐる。また同九日の条によると、

(首略)……当時出米四拾五匁、尤三月ニ相究候節ハ、出米三拾八九匁仕候故……(尾略)

とあることから九年三月の新米出まわり当時は三十八九匁であつたことが分る。

これらを合せ考えてみると、辰二月付けで公儀より出された奉書にあつた、米価下値の件についてみると、享保八年には四

十一匁から四十四匁の間にあり、九年になり、三月の三十八匁、同三十四匁前後、八月の四十二匁、九月の四十五匁と、米価の下値の時は、八年の四十一匁から九年三月の三十四匁前後であることを知り得る。

同年十月四日に例年の通、米・大豆の相場書を四日市に差出すように申付られているが、それによると、右之相場書十日ニ差上申候、控文庫ニ有、

とあるのみで、相場を知り得ないのは残念である。しかし享保十年正月廿七日の条に、

段七ト五厘ニ御願申上候、

米四十五匁之時七割まし

とあることから、米相場は大体四十五匁以下であつたことが推察されるであろう。

二月一日の条によると、「御藏米四十四匁仕候……」とあることによつて、二月は四十四匁であることを知るし、同四月七日の条に、「……先比米四拾五匁致候時分……」とあり、八月五日には、「大貞米直段四拾五匁かへ二定、此時御藏米四拾七八匁くらい」と、八月五日までは、うなぎのぼりに米価は騰貴している。しかし八月廿八日になると、四十四匁に下がつている。

十二月四日の条に、

一 渡守給石ニ付三十五匁御藏出来四十四匁五ト位
御書替四十二匁位

とある。先に出て来た二例は渡守給は二割引きであつたが、ここでも大体相場の八割を支給されていることを知る。

また御藏出米と、書替相場に差があることから、藩としては、銀を借り入れる場合の低当米の相場は安く見積らせているし、藏米を放出する場合はそれより高く相場をつけさせていることは面白い。

以上享保年間の米相場をみてきたが、それは常に変動しており、その相場にも書替相場をはじめ、藏米相場や、実際の相場等がやたらに交鎖しているし、渡守給の二割引など、米を基盤とする社会経済の複雑さを知らされる。

四 錢遣の変動と庶民

錢の価値変動についてみると、小笠原時代の変動は知るを得ないが、奥平藩時代のそれについてみると、まず享保二年六月廿四日の条に、

一 錢 三十九文 遣ひニ直る

一 則町々へ申触候、今迄ハ三十八文つかひ、右錢之直之様、先御領主ノ時代ノ格ニ於町会所年寄相談之上ニテ相極メ、月行司方当町御奉行山本佐右衛門様へ只今方錢遣ひ之儀、ケ様ニ相極メ候旨申上、其上ニテ町中へ相触候、とある。これは廿四日の巳ノ刻に町中に触れたものであり、同二年七月廿八日の条に、

一 錢之儀、只今方三十九文遣ひヲ三十八文遣ひニ仕度奉存候、以書付以て申上候所ニ、錢之儀ハ御老中様江御窺候而可被仰付由被仰付候、

然処ニ未之刻錢之義、御尋申上候へハ、錢之儀年寄相談之上相究、此方へハ知セノ相断計之様聞候、其通かと御念御入御尋候間、右筋方町年寄於会所相談仕、御知セと御窺申上候儀ニ御座候と申上候へハ、然ハ今朝申出候通錢遣ひ三十八文遣ひニ只今方取やり可仕と被仰付候、

右之義町中江一同ニ相触申候、尤錢上ケ下ケ之義御非番山本佐右衛門様へも申上、其後町中ニ触申候、
一 錢三十八文 七月廿八日末ノ中刻

とある。廿八日に決められた三十八文遣ひは、六月廿四日までの額と同じである。ここに錢の上ケ下ケの実態がみられる。この上ケ下ケを決めるのは、町年寄の合議によるものであり、その決定を老中に窺う形式をとつてゐる。

同三年九月九日の条によると、

錢之儀、百目ニ付四匁五六ト程歩合只今入申候ニ付、今日方四拾貳文ニ可仕由、御奉行様へ御断申上候処ニ、御相談被遊候而、此方方御左右被成候迄ハ相待申候様ニ被仰付候、

とあり、九月十一日九ツ時分に、

先日申上候錢之儀、願之通ニ四拾貳文ニ只今右被仰付候、

と、四拾貳文遣いとなつてゐる。七月廿八日の三十八文より四文増になつてゐる。これは銀百目について四匁五六ト程の歩合即ち利息が入つたためであることは前掲の資料と、米相場の項で示した資料によつて判明する。同三年九月十三日の条によると、「……四拾貳文遣候單、貳ト五厘二十文、七ト五厘三十一文遣申候様……」と奉行より佐藤八左衛門を通じて申渡されてゐる。これは、錢の小遣付で、銀一匁以下の物価に対する錢の勘定を示したものである。この場合の十文は、銀二ト五厘と同価値であり、銀七ト五厘の場合は三十一文と同額であることを示してゐる。

同月廿三日の条に、

今日錢四十六文ニ御願申上候処、願通ニ……(尾略)

とあり、また

(首略)……錢四十六文遣之時ハ、貳ト五りん二十一文、七ト五りん三十四文遣可申由……(尾略)

と、四十六文遣いに決定され、この時は、銀二ト五厘と十一文、七ト五厘と三十四文が同額になつてゐる。

これら、錢の小遣付けによつて、錢遣いとは銀一匁に相当する錢が何文であるということを知ることである。

廿三日の条によると、

今月廿三日被仰付候錢四十六文遣之儀、及延引得共、向後錢相場替候節者、其趣以書付御老中様方へ月番之年寄御断申入候由、被仰付候間、廿三日の錢替之儀茂六右衛門以書付御断申上候、是又五人衆中へ申渡候、

とある。

また同三年十月十一日七つ過の条に、

一錢四拾五文 古四十六文也、

右之段申上如斯ニ仕候、

四文五歩

壹ト

四もん

廿貳文半

五ト

廿貳文

卅一文半

七ト

三十一文

四十文半

九ト

四十一文

右之通申渡候、

とある。錢四十五文遣の場合における銀一匁との比が示されている。即ち、銀壹トと釣合う錢は四文五歩であり、それが五歩を減じた四文で通用するようになってゐる。銀五トは廿貳文半と釣合い、七トと卅一文半、九トと四十一文が釣合を保つてゐるが、一ト・五ト・七ト・九トの時はそれぞれ「半」ずつの増減がみられる。

十月廿四日五つ過の条によると四十四文遣になっており、晦日四つ半時分よりは四拾貳文遣いになつてゐる。十一月五日の条に、

(首略)……大阪銀子狂い申由ニ候、子細ハ四つ宝銀四歩一ニ成候由ニ候、…(中略)…当地米翌六日ニハ百廿目迄仕候、錢も銀子ハ百目ニ付拾六七匁程。入申候、^歩

と、享保銀の出現の風説が飛脚によりもたらされている。

これにより、米が一石につき百廿目まであがつてゐる。即ち十月十日の米相場と比べてみると、

一上米壹石ニ付代銀八拾九匁五ト

一中米壹石ニ付代銀八拾五匁

一下米壹石ニ付代銀七拾五匁

とある。上米壹升は銀八ト九厘五毛、中米八ト五厘、下米七ト五厘であり、これを錢四十六文遣の時の錢に換算すると、上米は壹升約四十一文一步、中米三十九文一步、下米三十四文五歩となる。百廿目相場の一升は壹匁二トとなり、錢に換算すると五十五文二歩となり、上米相場では十四文一步高となつてゐる。

六日の条によると、新銀の噂で「町中不落候」とその混乱の状態がうかがえる。これの影響による結果は、「今日茂錢殊外払底ニ御座候」とある。即ち錢の流通高が極めて少なくなつてゐることを示すもので、町会所の錢も極めて少なくなつてゐる。その対策としては、「早速御願申上、直し申度奉存候得共、今日ハ見合申度旨申上候へハ、今日ハ見合候而可然旨被仰候、」と錢遣即ち錢相場の決定を見合せてゐる。七日の条によると、錢遣三拾六文に直してほしいと願ひ出でゐる。ところが奉行は「余り大違之儀ニ候間、御城内にて佐右衛門様と御相談之上にて、可被仰付候之旨被仰付候」とある。三十六文遣を願ひ出したのは、町年寄が町内の濟政不安定を鎮めて安定しようとしたのではなからうか。これに對し奉行は、政治的立場から一応ちゆうちよしたのではなからうか。同日奉行奥山十郎左衛門は山本佐右衛門と相談の上三十六文遣ひを許可してゐる。また同日の条によると、錢の小遣付を示してある。即ち山崎半蔵に書出したのによると、

一五厘 何文 一匁ト何文と歩合をば六歩之方ニ付何文と計仕候、

とあり、同奉行に書出したのには、

何文何歩
二、一五りん何文 一匁ト何文

とある。これは先述した錢の小遣付を示すものである。同日小倉より飛脚で、大阪表では十一月朔日より新銀の相場が立つてゐると伝えて來てゐる。翌八日の条によると、新銀の儀について、町中さわがしく、諸事高直になつて來てゐる。即ち「御極メ無之商売物ハ錢米を始、一切之物段ミと直段上り申候」とあることによる。十一月十四日の条によると、「新金銀にて相場立候儀ニ候て錢遣ひ九拾二文程ニ可被仰付候、通用銀にて相場立候ハ、錢遣ひ廿四文ニ先被仰付候様ニ申上候……」とある。四室字銀一匁は錢廿四文と同価値であり、正徳銀一匁は四倍の九十二文と同額である。

十一月十五日の条によると、「錢遣之儀、昨夜申出候通、先廿四文遣ニ可仕候、諸色売買茂先々四つ宝銀ニ而之相場立可然候、新銀にて相場立仕候ハ、指圖之儀可有候之と被思召候……」とあり、四宝字銀を中心に相場を立てるよう指示されてお
り、錢遣ひは廿四文に決められている。翌十六日には錢遣は廿八文となつてゐる。同日、錢遣もやや安定して来たので、物価
が引き上げられている。例えば日用賃・さや手間代・砥賃・仕立物代をみると、「昨日ハ御極ニ八割増と申上候得共、今日ハ
御極ニ六割増」とあることによつてもいささか安定して来ていることがうかがえる。

同様に十一月十七日になると、錢遣ひは三十二文になり、日用賃等は四割増となつており、十一月廿日には三十四文遣に即
刻決められており、日用賃等は三割増と更に安定して来ている。

しかし十二月十三日になると、三十二文にまた元にもどつてゐる。

享保四年正月十六日になると、三十文になつており、「五歩すたり、但し五りん計ハ貳文遣」とある。これは五歩以下は切
りすてゐることを意味し、五厘即ち一文五歩の場合のみは貳文として通用することの意味するものであり、正月晦日には廿八文
遣いになつてゐる。やはり「五歩すたり、五りんハ貳文遣」とある。二月三日には廿七文遣になつており、同日付の条に、

佐右衛門様方被仰聞候ハ、錢遣上り下り之儀、様子ニより町方不申出内ニも御直し可被仰付義も可有之候、扱又町方申出候
而も二三日も延引仕儀も可有之候間、兼日左様相心得可申候、

これによつてみてもわかるように、錢相場を決めるのは、町年寄が主体となつており、その決定権を奉行が握つてゐることが
決定的なものであることが先述した資料と共に判明する。

五日巳ノ半刻に廿六文遣ひが決められ町々へ触れられている。また前と同様「錢遣五歩すたりと申渡候」と小遣についての
決定もなされている。

また五日の条によると、小倉における錢遣の状態を聞合せてゐることを知る。それによると、

(首略)……町場ニ而聞合候処ニ、廿八文遣ニ而候得共、殊外ニ錢少ク御座候由承候ニ付……(尾略)

とある。即ち小倉では中津の廿六文より二文高の廿八文遣ひであるが、錢の流通量は極めて少ないとのことであり、中津と同象を呈している。この報告のもとに、十日未ノ半刻に廿八文遣ひを願いでており、直ちにそれは許可されている。

享保四年五月廿六日に、錢遣廿七文を願ひ出ており、許可されている。

同年八月廿日に、錢遣廿六文を決定され奉行より通達されているが、今までの例と異なり、町年寄より願ひ出て許可される形式をとっていない。同年十月二日八つ時に二十五文遣ひを仰付られている。これも同様一方的な決定である。同十五日には廿四文遣ひ、十一月八日未の刻に廿二文遣ひに決定されている。これは前述した「様子により町方不申出内ニも御直し可被仰付義も可有之候、」の裏付けとなつている。

また十一月七日の条に、

何方方申参候哉、四宝銀之儀相知不申候得共、他所方も段々入込、錢買申、右四宝銀六ケ一、八ケ一杯と風聞仕、殊外騒き申候処、同八口之夕方方少シ相鎮り、同翌日猶々相鎮申候、

とある。享保銀の出現当時は先述したように町中は不安定な状態にあり、その後安定して来ているが、新銀が中津に入つて来たこの十一月頃に再び一時的ながら町中の動揺がみられる。これは実物を見た時の動揺であることはうなずけるが、経済を支配する金銭であるためにかなりの動揺であつたことが推察される。

同十一月十日には、再び町方より廿四文遣いを申し出ており、これも同様許可されている。

享保五年正月十三日には廿四文遣いを仰付られている。同年三月十八日巳刻に廿五文遣いを願ひ出ているが、これも早々に許可され、町々に触れている。同時に錢遣の小遣付を兩奉行と半蔵宛に差上げている。以下享保九年までの資料は欠けて見を得ないが、享保九年正月六日午ノ上刻に錢遣七拾四文を願ひ出しており、同日九つ時に許可されている。また同月十二日八つ時七十六文遣いを願出で、同時に許可されている。同月廿一日八つ半時には七十八文なつてゐる。

同年二月九日には七十六文遣いを許可され、八月三日には七十四文遣いになつてゐる。十二月廿二日には七十二文遣い、晦

日には七十四文遣いになつてゐる。

享保十年六月廿五日には七十六文遣いになつてゐる。以下享保年中の資料を欠きみるを得ない。

以上享保年間の錢遣いについてみてきたが、まず、錢の相場が常に變動していることに驚く。錢相場を決定する主体は勿論藩当局であるが、実務をとつてゐるのは、町会所における町年寄である。

錢遣いとは、この場合通用銀一匁に相当する錢が何文であるかを示すものとみられ、その相場も、中津奥平藩内だけの事情によつて決定するとは限らず、他の諸藩との釣り合いを保とうとしてゐる跡が伺える。

また当時の庶民は經濟感覚が鋭いといえないだろうか。即ち刻々に變動する錢相場に對処し得た跡をみても、經濟觀念が身につけていたとみてもよいのではなからうか。

正徳銀の流通の風説と共に、庶民は四宝銀を錢に交換し、町会所では、「今日茂、錢殊外払底ニ御座候」といつてゐる状態からみても、庶民は敏感に事態に對処してゐることからも裏付けられはしないだろうか。

正徳銀出現による社会・經濟上の変動についてのみみると、

一小倉方はりまや半七方へ飛脚參申候、大坂方先月廿八日出し之飛船昨夜小倉へ參候、大坂銀子狂い申由ニ候、子細ハ四ツ宝銀四歩一ニ成候由ニ候、……当地米翌六日ニハ百廿日迄仕候、錢も銀子方百目ニ付拾六七匁程。入申候。^歩

とある。吹替による新銀即ち正徳銀は、四宝字銀の四倍の価値になつており、大阪表の變動は直ちに中津にも影響してゐる。翌六日の条に「昨夜方銀子之噪きニ付町中不落付候、然其礎成儀ハ不承候、今日茂錢殊外払底ニ御座候、」とあり、これによつてみても、經濟上の不安というものは、公儀の正式な発表以前に人心に不安を与へてゐることは見のがせないであろう。そこで庶民は安定してゐる通貨即ち錢に全ての銀を交換したものと考えられる。同日の条には、新銀通用の触れは大坂では十月廿八日に出されてゐるということが飛脚によつて明確にされてゐる。七日の条によると、

(首略)……大坂表銀通用之次第を申來候、十一月朔日方新銀にて相場立申ニ相極申候と申來候、……(尾略)

とあり、十一月一日より新銀通用となつており、相場も新銀によつて行われるよう極められている。と飛脚の知らせが来ている。八日の条に

銀子之儀ニ付町中さわがしく候、就夫御極無之商売物ハ、錢米を始一切之物段々と直段上り申候、御極メ有之候品々ハ右々之直段ニ而今日至り商売仕事ニ候、其者共之難儀ハ格別ニ困窮仕事ニ候、宜御了簡之上にて諸物同前ニ商売ニ仕度候、縦ハ酒胡广油等之儀、右御極之直段之通候ハ、売留り可申候と被存候、左候而ハ世上之取沙汰茂如何にて候、其上御家中様方へ通等ニ而も御取寄被成候ニ付、若出入之儀など有之候而ハ弥氣之毒ニ存事ニ候、可成事ニ候ハ、銀の取沙汰鎮り候迄ハ御極之直段も御とき被下候ハ、其中間ニ相談之上にて直段能程ニ相極商売為仕可申候、さて又錢之儀昨日申上御直し被下候得共、兎角錢少ク候間、御願之様子見合御奉行様へ可申上候、右之儀何共御直ニ不被申上候間、御のミ込被成候様ニ御内意被仰上可被下候様ニ申入候、

とある。これによると、直段が決つていないものの相場は上り、インフレ状態が起つている。直段が決つている品々、例えば酒・胡广油等はインフレ経済下においては割に合わず、このままでは在庫品として市販しないようになってしまふだろうと恐れているし、それらの及ぼす影響について非常な関心をもつていたことも分る。また新銀取沙汰が鎮まるまでは、極められている直段の品々を他のものと同様インフレ状態下に適応してくれと奉行に申入れている。翌九日これら申入に対し奉行所は次のように返答している。即ち九日の条に、

町中之者共、今度四つ宝銀之儀ニ付混乱仕候儀、氣之毒ニ被思召候、御公儀へも何之御沙汰茂無之候、大方ハ虚説と被存候、就夫書付にて被仰渡候趣ハ、

四宝銀通用之儀ニ付、風説有之、町中昼夜静ならざるよし相聞へ候、金銀吹替り候節、引替或ハ歩合等の儀ハ委しく從公儀被 仰出候通ニ而今に至り改被 仰出候御沙汰不申来候、此度之儀必定虚説と相聞得候条、不日に可相止候、其節ニ

至り損失の者多く可有之間、於御当地売買の儀ハ平生之通に相心得可然候、相互に損失候而ハ、重而可及困窮候、然と

いへとも他国も又風説により、俄に四宝銀を以諸物之直段高直ニ可相求旨申来候者於在之ハ、相對之上勝手次第ニ可売之候、他国より參候商売高直に買取事ハ曾て可為無用候、已上、

十一月

と、奉行所より会所に宛て返答している。

これによると、大阪よりの風聞は虚説であろうと否定している。よつてこの風説に左右され多大の損失を蒙る者が多いだろうから、風説に左右されず、平常通りに売買するのが懸命であると。また相互に損失しては困窮がますますひどくなるであろう。しかし他国でもその風説により四宝銀の価値が下落しているのので、相對の上で勝手次第に売買してもよいが、他国より入つてくる物を高値にて買うことは無用にせよと。即ち藩内の銀の流出を未然にふせ、こうとしている。

公儀よりの通達は新金についてのみで、銀は「附たり」として存在している。これによると、来亥年を限り、「乾字金通用停止ニ候」とある公儀よりの通達は新金についてのみで、銀は「附たり」として存在している。それによると、

附通用銀にて何枚何貫目と申取やり候得とも、当戌十一月方新銀にて何枚何貫目と申取やり可仕候、通用銀等通用有之内ハ新銀之代りに通用銀引替之法を以遣候儀ハ勝手次第之事

とある。この附たりとして現われている銀に対して、庶民は非常に関心を払っていることは、残された資料の中に金に対するものがないことをみても判明するし、庶民は金に対して何の縁もない下層階級であつたともいえる。

引替の法は、銀についてみると、

慶長之古銀并新銀拾貫目ニ付

元禄銀ハ貳割半増

拾貳貫五百目を以代之、

但し元禄銀ハ正味割合無相違故只今迄之割合

宝永銀ハ六割増

拾六貫目を以代之、

中銀ハ拾割増

貳拾貫目を以代之

三宝銀ハ拾五割増

貳拾五貫目を以代之

四宝銀ハ三拾割増

四拾貫目を以代之

右之割合を以、当戌十一月より来寅年迄五ヶ年ニ限り急度可引替事
と、その割合が決められている。

これらによつて新銀吹替による中津町における変動が知られよう。

庶民は經濟變動に対し、常に配慮し、それに対応し得るほど感覚がするどかつたとみられないだろうか。また同時に藩内の經濟を把握しているのは町年町であるといつても過言ではなからう。彼等は常に町々の中心にあり、經濟的感覚が鋭くなくなければ、庶民をリードすることができないとみてもよいであらう。